

指 示

平成 23 年 4 月 8 日

群馬県知事

大澤 正明 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 3 月 21 日付け指示は、解除する。